

アクセス・無害化措置の運用に関する指針

〔令和7年12月26日
国家安全保障会議決定〕

1 趣旨

この運用指針は、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第6条の2に基づいて警察官が実施する、又は同条を準用して自衛隊法（昭和29年法律第165号）第81条の3、第89条、第92条、もしくは第95条の4に基づいて自衛官が実施する措置（以下「アクセス・無害化措置」という。）の運用について定めるものである。

アクセス・無害化措置の運用については、法令に定めるもののほか、この運用指針によるものとする。

2 アクセス・無害化措置の運用に関する要領

（1）基本的な考え方

我が国に対するサイバー攻撃のほとんどが国外からのものである状況を踏まえると、国内に設置されている加害関係電子計算機のみならず、国外に設置されている加害関係電子計算機に対し、アクセス・無害化措置を実施することが想定される。また、国内に設置されている加害関係電子計算機に対しても、国家安全保障の観点からアクセス・無害化措置を行う場合があり得る。

典型的には、一定期間内において特定の主体が国・重要インフラ等の特定の組織・分野に対して特定の攻撃手法・攻撃インフラを用いて繰り返し行うサイバー攻撃活動（以下「サイバー攻撃キャンペーン」という。）の発生又は予兆が認知され、これへの国家安全保障上の対応の必要があり、アクセス・無害化措置を行う必要があると判断される場合が想定される。その際、当該措置が、国家安全保障の観点から整合性のとれた形で行われるよう、アクセス・無害化措置を実施するに当たっての方針（以下「対処方針」という。）について国家安全保障会議で審議する。対処方針の案は、内閣官房国家安全保障局が、内閣官房国家サイバー統括室と十分に連携を図りつつ、警察庁、外務省、防衛省等と調整して作成する。

この際、国家安全保障会議で審議された対処方針に基づき、内閣官房国家サイバー統括室が、サイバー安全保障に関し内閣総理大臣を助けることをその職務とする国務大臣（以下「サイバー安全保障担当大臣」という。）の指導の下、内閣官房国家安全保障局と連携しつつ、個別のアクセス・無害化措置に係る、警察及び自衛隊の役割分担等を決定するなど、警察庁及び防衛省・自衛隊に対して総合調整を行うものとする。

サイバー攻撃キャンペーンやアクセス・無害化措置の状況を踏まえ、必要な場合には国家安全保障会議において対処方針の見直しについて審議を行う。

（2）国家安全保障会議の審議

- （ア） 警察又は自衛隊がアクセス・無害化措置を実施するに当たり、次の場合には、国家安全保障会議設置法（昭和61年法律第71号）第2条第1項第11号に基づき、国家安全保障会議で対処方針を審議する。
- （i） 国外に設置されている加害関係電子計算機を対象としてアクセス・無害化措置を行う場合
- （ii） 国内に設置されている加害関係電子計算機を対象としてアクセス・無害化措置を行う場合であって、内閣官房国家安全保障局が、内閣官房国家サイバー統括室、警察庁、外務省、防衛省等と調整の上、国家安全保障に関わると判断する場合
- （イ） 自衛隊法第95条の4第2項の規定により、アメリカ合衆国の軍隊からの警護の要請を受けた防衛大臣の警護の実施の判断に関わる場合、国家安全保障会議設置法第2条第1項第11号に基づき、国家安全保障会議で審議する。
- （ウ） 国家安全保障会議において審議された対処方針に基づく内閣官房国家サイバー統括室による総合調整の結果、警察・自衛隊による共同対処を実施することとされた場合であって、自衛隊法第81条の3第1項に基づき、内閣総理大臣が自衛隊の部隊等に通信防護措置をとるべき旨を命ずるとき及び同条第5項に基づき、内閣総理大臣が自衛隊の部隊等に通信防護措置の終了を命ずるときは、国家安全保障会議設置法第2条第1項第9号に基づき、国家安全保障会議で審議する。なお、同会議で決定後、閣議の決定を求めるものとする。

（3）国家安全保障会議の議員

国家安全保障会議議長は、国家安全保障会議設置法第5条第3項の規定に基づき、同条第1項に定める議員に加え、国家安全保障会議設置法第2条第1項第11号に基づく国家安全保障会議での審議に当たっては、サイバー安全保障担当大臣及び国家公安委員会委員長その他関係する国務大臣を、国家安全保障会議設置法第2条第1項第9号に基づく国家安全保障会議での審議に当たっては、サイバー安全保障担当大臣その他関係する国務大臣を会議に出席させるものとする。

（4）アクセス・無害化措置の実施

国家安全保障会議で審議された対処方針に基づき、内閣官房国家サイバー統括室がサイバー安全保障担当大臣の指導の下、内閣官房国家安全保障局と連携しつつ、個別のアクセス・無害化措置に係る、警察及び自衛隊の役割分担等を決定し、警察庁及び防衛省・自衛隊に対して総合調整を行う。警察及び自衛隊は、警察官職務執行法又は自衛隊法に規定された手続に従い、警察にあっては警察庁長官等（警察官職務執行法第6条の

2 第 10 項に規定する「警察庁長官等」をいう。)、自衛隊にあっては防衛大臣の指揮の下、警察単独もしくは警察と自衛隊の共同又は自衛隊単独でアクセス・無害化措置を実施する。対処方針の策定後、アクセス・無害化措置が適切かつ速やかに行われることを確保するため、関係府省庁等であらかじめ調整を行うものとする。

措置の実施に当たり、警察及び防衛省・自衛隊は、警察官職務執行法第 6 条の 2 (自衛隊法第 89 条第 1 項、第 91 条の 3、第 92 条第 2 項及び第 95 条の 4 第 1 項において準用される場合を含む。以下同じ。) 第 3 項に基づく外務大臣との協議、同条第 4 項に基づくサイバー通信情報監理委員会への承認の求め、同条第 8 項に基づく加害関係電子計算機の管理者への通知、自衛隊法第 81 条の 3 第 1 項に基づく国家公安委員会からの要請又は同意、同条第 4 項に基づく防衛大臣と国家公安委員会との間の協議その他の法令に定める手続を行う。

(5) アクセス・無害化措置の実施の報告

国家公安委員会委員長及び防衛大臣は、サイバー安全保障担当大臣と調整の上、実施したアクセス・無害化措置について適時に国家安全保障会議に報告するものとする。

(6) 関係府省庁間の連携

アクセス・無害化措置の適切な運用を確保するため、平素から、関係府省庁は、相互に緊密に連携し、必要な検討、調整、情報共有、訓練等を実施するものとする。

なお、内閣危機管理監及び内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付とも緊密に連携・情報共有する。

3 アクセス・無害化措置の実効性の確保

総合調整の一環として、平素より、関係府省庁は、内閣官房国家サイバー統括室に対してサイバー攻撃や脅威及び脆弱性等の情報を適時に提供するものとする。内閣官房国家サイバー統括室は、これらの情報を集約・分析し、関係府省庁へ共有するものとする。